



令和7年度 福岡市職員募集案内 (社会人経験者)

令和7年4月24日
福岡市人事委員会

求める人材像「市政への即戦力として活躍できる人材」

福岡市では、民間企業等で培われた経営感覚や専門知識を生かし、課題の本質を捉え、高い意欲をもって職場の活性化を図りながら、市民目線で新たな行政課題の解決に挑戦することができる人材を求めています。

前年度からの変更点

1. 造園区分を新設
2. 受験資格の要件緩和

職務経験に通算できる就業の勤務時間を 週30時間以上 → 全区分 週27時間以上 に緩和しました。

採用予定日・募集区分

定期採用 (原則、令和8年4月1日採用)	行政(一般・ICT・福祉) 土木、建築、電気、機械、造園
-------------------------	---------------------------------

主な日程等

公務員試験用の特別な対策は不要！
特定日の会場集合も不要！

第1次選考日	教養試験 SPI3(基礎能力検査) 5月27日(火)～6月17日(火) ※ 受験者が選択する日 会場:全国のテストセンターやオンライン会場 ※ 事前の予約が必要
受付期間	4月24日(木)午前9時～5月16日(金)午後5時 (受信有効)
申込方法	電子申請のみ ★福岡市職員募集ホームページの「採用試験受験申込サイト」 から申し込んでください。 (詳細は6～9ページを参照) 申込みはこちらから ▶  ★受験申込みには、「採用試験受験申込フォーム」入力及び「職務経歴書」 <u>提出の全てを、5月16日(金)午後5時(受信有効)までに完了する 必要があります。</u> 「職務経歴書」の様式(Excel)は、『マイページ』又は福岡市職員募集ホームページの 「社会人経験者」からダウンロードしてください。

1 募集区分、採用予定人員及び職務の概要

募集区分		採用予定人員	職務の概要	
社会 人 経 験 者	行政	一般	25人	市長事務部局、教育委員会、水道局、交通局等で事務に従事します。
		ICT		市長事務部局、教育委員会、水道局、交通局等でICTに関する業務に従事するほか、一般と同様の事務にも従事します。
		福祉		市長事務部局等で福祉分野に関する業務に従事するほか、一般と同様の事務にも従事します。
	土木	8人	市長事務部局、教育委員会、水道局、交通局等で施設・設備の設計、施工監督、維持管理等の業務に従事します。 ※土木・電気・機械は、深夜勤務を含む交替制勤務になる場合があります。	
	建築	4人		
	電気	4人		
	機械	4人		
	造園	3人		

- ※ 採用予定人員は、変更になることがあります。
- ※ 受験申込みは、一人一つの募集区分に限ります。複数の区分に重複して申し込むことはできません。
- ※ 令和7年度の上級(先行枠)への申込みが完了した方は、上記のすべての募集区分への受験申込み(併願)はできません。
- ※ 当該採用選考に受験申込みをした方は、令和7年6月15日に実施する上級採用試験等及び令和7年度に新設の「公務員経験者採用選考」への受験申込み(併願)はできません。
- ※ 申込日現在で福岡市職員(任期の定めのない正職員)である人は受験できません。
- ※ 受付期間終了後は、募集区分の変更はできません。

2 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を満たす人

(1) それぞれの募集区分の受験資格に該当する人

募集区分		受験資格	
		免許・資格・職務経験等	年齢
社会人経験者	行政	一般	民間企業等における職務経験を直近10年中7年以上有する人
		ICT	ICT関係業務に従事した職務経験を直近8年中5年以上有する人
		福祉	次の①②の全てに該当する人 ① 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士*又は公認心理師の資格を有する人 ② 福祉関係業務に従事した職務経験を直近8年中5年以上有する人
		土木	土木関係業務に従事した職務経験を直近8年中5年以上有する人
		建築	次の①②の全てに該当する人 ① 一級建築士又は二級建築士の資格を有する人 ② 建築関係業務に従事した職務経験を直近8年中5年以上有する人
		電気	電気関係業務に従事した職務経験を直近8年中5年以上有する人
		機械	機械関係業務に従事した職務経験を直近8年中5年以上有する人
		造園	造園関係業務に従事した職務経験を直近8年中5年以上有する人
昭和39年(1964年)4月2日から平成8年(1996年)4月1日までに生まれた人			

* 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会(学校教育法第109条第3項ならびに学校教育法施行令第40条に基づく専門職大学院の認証評価機関)が認定する資格

● 職務経験年数の基準日は令和7年(2025年)3月31日です。

直近10年	行政(一般)	平成27年(2015年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの期間
直近8年	行政(一般)以外	平成29年(2017年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの期間

※ 各区分の「直近10年」又は「直近8年」の期間以前の職務経験は、受験資格の職務経験には該当しません。

※ 申込日時時点で在職中の方は、基準日の令和7年(2025年)3月31日現在までで計算してください。

● 職務経験には、会社員、公務員、自営業者等として週27時間以上の勤務に1年以上継続して就業していた期間が該当します。同一期間内に複数の職務に従事した場合(兼業等)は、いずれか一方のみの職務経験に限り通算できます。

● 期間については、月の初日から末日まで勤めた月を1か月として数え、月の途中から勤務開始又は終了した月については30日を1か月として計算します。

● 休業等(傷病休暇・休職、育児休業、介護休業等)で実際に業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経験の期間から除きます。

ただし、産前産後休暇期間は通算できます。

● 職務経験の詳細については、13ページ以降のQ&Aを併せてご確認ください。

(2) 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人

【地方公務員法第16条(抄)】

- ・ 禁錮(令和7年6月1日以降は拘禁刑)以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(3) 次のいずれかに該当する人

- ・ 日本国籍を有する人
- ・ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

※ 外国籍の方は、採用後、担当できる職務等に制限があります。詳しくは、ホームページをご確認ください。

3 選考の方法

(1) 選考科目・配点・内容等

選考科目		配点	内 容
第1次選考	教養試験 (SPI3(基礎能力検査))	100	公務員として必要な基礎能力(言語的理解、論理的思考、数量的処理能力といった知的能力)についての試験を行います。 ※口頭試問の参考とするために、性格検査を実施します。
	職務経歴評価	100	職務経歴書を評価します。(受験申込時に提出) ※教養試験の成績が一定の基準に達しない場合は採点されません。
	口頭試問 (Web)	200	個別面接を行います。
第2次選考	口頭試問 (対面)	200	個別面接を行います。 ※口頭試問の参考とするために、適性検査を実施します。

- ※ 第1次選考の口頭試問受験該当者は、教養試験及び職務経歴評価の成績により決定します。
- ※ 第1次選考の合格は、第1次選考科目の総合成績により決定しますが、一定の基準(点)を満たさない選考科目がある場合は不合格となります。
- ※ 最終合格は、第2次選考科目の成績のみにより決定し、第1次選考の成績は反映されません。また、一定の基準(点)を満たさない場合は不合格となります。
- ※ 適性検査を含め、受験していない選考科目等がある場合は失格となります。
- ※ 行政(福祉)、建築を受験する人は、第2次選考の際に、受験資格を証明する書類(登録証等)を提出していただきます。登録証等を提出できない場合は、失格となることがあります。
- ※ 選考の実施にあたり、関係機関へ申込み時に入力された氏名等個人情報を提供します。

(2) 評価基準

選考科目	評価基準
職務経歴評価	職務経験の有用性の観点から評価します。
口頭試問	コミュニケーション力、情緒安定性、自己統制力、協調性・関係構築力、チャレンジ精神・自己研鑽、職務経験の有用性の観点から評価します。

4 選考の日程・合格発表

選考日程等		合格発表 〈午前10時〉	
第1次選考	教養試験(SPI3(基礎能力検査)) 5月27日(火)～6月17日(火)のうち 各受験者が選択する日時・会場 ※受検を希望する日時・会場を事前に予約してください。 ※「性格検査」は自宅等で事前に受検してください。	口頭試問 受験該当者発表 7月10日(木) 午前10時	人事委員会事務局前に掲示 (市役所5階) 福岡市職員募集ホームページ ※合格等発表日の当日に必ずご確認ください。
	口頭試問(Web) 8月2日(土)～8月31日(日)のうち 一日を指定(土日に実施予定) ※指定された日時の変更はできません。	第1次合格者発表 9月4日(木) 午前10時	※口頭試問受験該当者、第1次合格者及び最終合格者には、別途『マイページ』で詳細をお知らせします。
第2次選考	口頭試問(対面) 9月27日(土)～10月26日(日)のうち 一日を指定(土日に実施予定) ※指定された日時の変更はできません。	最終合格者発表 10月下旬 午前10時	※最終合格者には、結果等を文書で通知します。

注意事項

- 口頭試問の日時、会場、持参すべきものなどについては、口頭試問受験該当者及び第1次合格者に『マイページ』内のメッセージで通知します。発表日にメッセージが届かない場合は、同日午後5時までに必ず人事委員会事務局へ連絡してください。
- 合格発表を掲示又は福岡市職員募集ホームページにより確認できない場合は、電話で合否をお答えします。(募集区分・受験番号・氏名が必要です。)
- 提出物が期限までに提出されない場合は失格となります。
- 選考への遅刻があった場合は、その後の選考を受験できない場合があります。
- 日程等は変更になる場合があります。

5 申込手続

受付期間	4月24日(木)午前9時～5月16日(金)午後5時 (受信有効)
申込の流れ	<p>申込手続の流れ(7ページ)に沿って、「採用試験受験申込サイト」から電子申請により申し込んでください。</p> <p>※ 下記ホームページの「採用試験申込手続の流れ」に、具体的な入力方法を記載していますので、申請前に必ず確認してください。</p> <p>※ 注意事項(8～9ページ)及び職務経歴書の記入要領(10ページ)をあわせてご確認ください。</p> <div data-bbox="379 757 523 898"></div> <p data-bbox="549 781 1262 813">←福岡市職員募集ホームページ「電子申請による申込方法」</p> <p data-bbox="572 831 1414 860">https://www.city.fukuoka.lg.jp/jinji-iinkai/ninyo/shisei/dennshishinseimousikomi.html</p>
提出物等の期限	<p>入力・提出期限 (いずれも『マイページ』から入力・提出)</p> <p>①「採用試験受験申込フォーム」の入力 ※行政(福祉)・建築は、「受験資格等確認フォーム」も入力</p> <p>②「職務経歴書」のアップロード</p> <p>③「顔写真」のアップロード</p> <p>5月26日(月)午後5時(受信有効)</p> <p>※縦横比4:3 ※令和6年12月以降に撮影した上半身・正面脱帽のもので、背景がないもの ※ファイル形式:JPG/JPEG/GIF/BMP/PNG ファイルサイズ:3MBまで</p> <p>提出上の注意</p> <ul style="list-style-type: none">○ 提出物が全て提出されない場合は、受験ができません。○ 提出後の変更は原則としてできません。○ 顔写真のアップロードが期限までに完了していない場合は、本選考を辞退したものとみなします。

申込手続きの流れ

事前に「@snar.jp」「@city.fukuoka.lg.jp」「@port.ne.jp」「@arorua.net」のドメインから送信される電子メールが受信できるように設定してください。※注意事項(8ページ)を必ず確認してください。

STEP1 採用試験受験申込サイトにアクセスする

申込みはこちらから ▼

「福岡市職員募集ホームページ」からサイトにアクセス
▼
「社会人経験者」を選択し、「プロフィール情報」入力
▼
「今後の流れについて」メール受信



※届かないときは迷惑メールボックスも確認してください。

スケジュール

4/24(木)
午前9時
)

STEP2 『マイページ』にログインする

受信したメール内の URL から『マイページ』にアクセス
▼
パスワードの設定、『マイページ』にログイン
▼
募集区分を選択

STEP2-2 【行政(福祉)・建築のみ】「受験資格等確認フォーム」入力

『マイページ』から「受験資格等確認フォーム」を入力

STEP3 「採用試験受験申込フォーム」入力

『マイページ』から「採用試験受験申込フォーム」を入力
▼
「採用試験受験申込フォーム受付通知」メール受信



STEP4 「職務経歴書」を提出

『マイページ』から「職務経歴書」の所定の様式(Excel)をダウンロード
▼
「職務経歴書」を入力し、『マイページ』にてアップロード
▼
※記入要領(10ページ)を確認のうえ、記入してください。
①「職務経歴書受付通知」メール受信
②「顔写真を登録してください」メール受信



注意事項

STEP4 までを
5/16(金)
午後5時まで
に完了させる
必要があります。

STEP5 「受験手続き完了のお知らせ」メール受信



STEP4まで完了後
3~4日後(土日祝除く)
に送信予定
<申込完了>

STEP6 「SPI3受検依頼兼受験番号通知」メール受信



5/26(月)
送信予定

↑受験番号も記載しますので、合格発表まで保管してください。

顔写真のアップロード

受信したメール内の URL から顔写真を登録

※形式等は6ページを
ご覧ください。

5/26(月)
午後5時まで

SPI3(基礎能力検査)を受検 ※SPI3受検手続の流れ(11ページ)をご覧ください。

5/27(火)
)
6/17(火)

6 申込手続に関する注意事項

- 受付期間中に全ての受験申込み手続きが正しく完了していないと受験できません。また、以下の場合は、受験申込みが無効となることがあります。誤って申し込んだ場合は必ず受付期間中に人事委員会事務局任用課へ連絡してください。
 - ・ 重複して申し込んだ場合
 - ・ 「採用試験受験申込フォーム」、「受験資格等確認フォーム」(※行政(福祉)、建築のみ)、「職務経歴書」、「顔写真データ」が適正に提出されない場合
 - ・ 提出内容に不備等がある場合(原則として申込期間中に人事委員会事務局から連絡はしません。)
 - ・ 所定様式の「職務経歴書」が提出されない場合
 - ・ 提出内容が空白や無意味な文字の羅列等と判断される場合
- 機器や通信障害等によるトラブルについて、本市では一切の責任を負いません。
- 電子申請及び提出物の内容に事実と異なる記載があった場合は、採用される資格を失うことがあります。
- 不正行為が判明した場合は、受験した全ての科目の成績を無効とするとともに、警察に被害届を提出する場合があります。

<メールアドレスに関する注意事項>

電子申請時にプロフィール情報として入力されたメールアドレスを、採用選考の受験申込み手続きのほか、SPI3の受検手続きに使用します。メールアドレスの登録誤りや受信設定などによりメールが受信できず、申込み等ができなかった場合は、受験できませんのでご注意ください。また、SPI3を受検できなかった場合は、失格となります。電子メールの設定不備や通信障害等については、本市では一切の責任を負いません。

① 以下のメールアドレスは、メールを受信できない可能性がありますので、登録しないでください。

○携帯電話会社が提供するメールアドレス

○大学等が提供するメールアドレス

※ 携帯電話(フィーチャーフォン)では、SPI3の受検予約及び性格検査の受検ができません。
(スマートフォンは利用可能です。)

② メールを受信設定を確認してください。

※ 事前に、以下のドメインの電子メールが受信できるよう設定してください。

「@snar.jp」及び「@city.fukuoka.lg.jp」(採用選考の受験申込み時に使用します。)

「@port.ne.jp」及び「@arorua.net」(SPI3の受検手続き時に使用します。)

※ パソコンから送信される電子メールが受信できるように設定してください。

<電子申請についての注意事項>

- 『マイページ』へのログイン方法や受験手続き完了のお知らせメール等は、登録されたメールアドレス宛に送信します。メールが届かない場合は、下記(1)～(2)などの理由が考えられます。
 - (1)申請等が正常に到達していない。
 - (2)メールが迷惑メールに分類されている(ブロック・削除されている)。
- 各フォームの入力後、送信の前に申込内容の確認画面が表示されますので、必ず、全ての入力内容を確認してください。間違いがある場合には、修正をした上で送信してください。
- 「採用試験受験申込フォーム」及び「受験資格等確認フォーム」、「職務経歴書」提出後の内容変更は原則としてできません。変更が必要な場合は、福岡市職員募集ホームページに掲載されている「採用試験受験申込に関する Q & A」で手続き方法を確認の上、申込受付期間中に速やかに手続きを行ってください。
- 保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間最終日には、回線の混雑に伴い、『マイページ』へのログインができない場合等が予想されますので、期日に余裕を持って提出してください。なお、回線の混雑やサーバーエラー等により、申込期間中に申込みが完了しなかった場合でも本市では一切の責任を負いません。
- 『マイページ』は、長時間ログイン状態が続くと、接続が切断され、入力中であっても提出ができない場合があります。入力に時間が掛かる場合は、こまめに一時保存し、不要なログイン状態が続かないようにしてください。(一時保存の状態では、提出とはなりませんのでご注意ください。)
- 「一時保存」では回答は送信されません。回答を送信する際には、必ず「回答する」ボタンを押してください。
- 人事委員会事務局が「採用試験受験申込フォーム」及び「受験資格等確認フォーム」、「職務経歴書」の内容を審査した後(受付後、土日祝日を除き3～4日程度後)に、「受験手続き完了のお知らせ」メールを送信した時点で申込みが確定します。

7 職務経歴書の記入要領 所定の様式をダウンロードのうえ、『マイページ』上で提出してください。

- 「職務経歴書」による評定が第1次選考科目となります。正確かつ具体的に記入してください。
- 最終合格発表後、今まで勤務した事業所全てからの職歴証明書等を提出していただきます。記載事項に事実と異なる記入があった場合は、失格となることがありますので、職務に従事した期間や休業等の期間が不明確な場合は、必ず雇用主に確認したうえで、正確な期間を記入してください。
- 職務経歴は、全て記入してください。(受験資格に該当しない職歴(直近10年より以前、1年未満、週27時間未満の職歴など)も含めて記入。ただし、在学中のアルバイト等は記入不要。)
- 所定の様式ではない職務経歴書が提出された場合は、申込みを無効とします。

(1) 職務経歴

<行政(一般)の記載例>

受験資格「該当」・「非該当」の期間は、分けて記入
対象期間外は「非該当」として記入

勤務先	所属 (所在地)	役職	担当した具体的な職務内容	受験資格	勤務開始日 勤務終了日	期間	
現在 (最終)	〇〇会社	◎◎支店 (福岡市)	なし	個人経営者や中小企業向けの営業、新規事業提案	非該当	2010/4/1 2015/3/31	5年 0月 0日
		◎◎支店 (福岡市)	なし	同上	該当	2015/4/1 2018/3/31	3年 0月 0日
		●●支店 (北九州市)	係長	中小企業向けの営業、係内の営業統計・分析	該当	2018/4/1 2019/3/31	1年 0月 0日
	雇用形態 (職種)	●●支店 (北九州市)	課長	事業の進捗管理、融資先検討、課内職員の指導・研修	該当	2019/4/1 2025/3/31	6年 0月 0日
正社員 (営業職)							
在職中							
受験資格該当期間					10年 0月 0日	在職期間	15年 0月 0日

正社員、契約社員、派遣社員、パート、
アルバイト、役員、個人事業主などと記入

<建築の記載例>

勤務先	所属 (所在地)	役職	担当した具体的な職務内容	受験資格	勤務開始日 勤務終了日	期間	
現在 (最終)	(株)△△ 建設	建設部 (宮崎市)	なし	△〇駅前再開発におけるビル建設工事の構造設計 及び施工管理	非該当	2016/4/1 2017/3/31	1年 0月 0日
		建設部 (宮崎市)	なし	同上	該当	2017/4/1 2020/3/31	3年 0月 0日
		建設部 (宮崎市)	グループ リーダー	同上	該当	2020/4/1 2025/3/31	5年 0月 0日
	雇用形態 (職種)						
正社員 (設計)							
退職理由	②会社等の推奨による退職						
受験資格該当期間					8年 0月 0日	在職期間	9年 0月 0日

受験資格に該当していることがわかるように
担当した具体的な職務内容を記入

受験資格に該当する職務経歴の期間の合計

8年 0月 0日

在職期間の合計

9年 0月 0日

(2) 休業等(傷病休暇・休職、育児休業、介護休業) 有

休業等の種類	休業開始日 休業終了日	休業等の期間
育児休業	2017/5/1 2017/7/31	0年 3月 0日
傷病休暇	2019/5/20 2019/8/11	0年 2月 23日
受験資格に該当する休業等の期間の合計		0年 5月 23日

「有」・「無」いずれかを選択

「有」の場合は、受験資格に該当する期間における
1か月以上の休業等について記入

(3) 受験資格に該当する通算期間

受験資格に該当する通算期間

7年 6月 7日

行政(一般)は7年以上、行政(一般)以外は5年以上であることを確認してください。

(4) 職務経歴に対する自己評価

「職務経歴書」(Excel 様式)の所定のシートに記入してください。

(1)の職務経歴(受験資格に該当する期間・職務内容に限る)で培った専門的知識や能力等を明確にしたうえで、その知識等を福岡市政のどのような事業・分野にどのように生かせるか。具体的に記入してください。(1,000 字程度)

8 SPI3 受検手続きの流れ

事前に「@port.ne.jp」及び「@arorua.net」のドメインから送付される電子メールが受信できるように設定してください。(メールアドレスに関する注意事項(8ページ)を必ず確認してください。)

① 「SPI3受検依頼メール」を受信 (5/26(月)に人事委員会事務局より送信予定)

② 選択可能な会場・日時から、テストセンター会場及び都合の良い日時を仮予約する。
(メールの受信後、すぐに予約可能です。早めご予約をおすすめします。)

※ 初めてテストセンターで受検する場合は、テストセンターIDを取得する必要があります。
SPI3ホームページ(<https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/>)の“よくあるご質問”
→ “1. テストセンターID 取得” の欄を参照してください。

③ 自宅等のパソコン又はスマートフォンで「性格検査」を受検する。※会場の予約が確定

④ 予約したテストセンター会場で「基礎能力検査」を受検する。(5/27(火)～6/17(火))

- ※ 「受検依頼メール」(5月26日(月)送信予定)が届かない場合は、5月27日(火)午後5時までに必ず人事委員会事務局へ連絡してください。
- ※ 6月17日(火)までに「SPI(基礎能力検査)」を受検できなかった場合は失格となります。
日程によってはテストセンターが会場休業日もしくは満席のため受検予約できないことがあります。余裕を持って受検手続きを行ってください。
- ※ 「SPI(基礎能力検査)」受検時に、本人確認書類(SPI3の受検票に記載された氏名と一致している顔写真付き身分証書(マイナンバーカード(顔写真付き)、運転免許証、パスポート など)の原本(コピー不可))が必要です。本人確認書類がない場合、受検できません。「SPI(基礎能力検査)」受検までにあらかじめ各自で準備しておいてください。本人確認書類、SPI3に関する注意点、持参物、テストセンター会場情報などについては、SPI3ホームページを参照してください。
- ※ 「性格検査」は、「SPI(基礎能力検査)」受検前に自宅等で受検してください。
- ※ 第三者が受検を代行する(いわゆる替玉受験)等の不正行為が判明した場合は、直ちに失格とするともに、警察に被害届を提出する場合があります。

9 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、募集区分ごとに、人事委員会の作成する名簿に登載され、原則として令和8年4月1日に任命権者によって採用されます。最終合格者については、採用手続き及び採用後の人事管理の必要性から、採用選考申込等に関する書類(情報)を任命権者に提供します。
- (2) 最終合格発表後、職歴証明書等を提出していただきます。募集区分の受験資格を満たさないことが判明した場合又は提出書類の記載事項(電子申請の入力事項を含む)に事実と異なる記載があった場合は、採用される資格を失うことがあります。職務に従事した期間や休業等の期間が不明確な場合は必ず雇用主に確認してください。倒産などで確認ができない場合は、Q8(16ページ)を参照してください。

10 給与等

(1) 初任給(給料+地域手当)

- ① 初任給については、給料(行政職給料表の3級(主任)格付け)及び地域手当(給料の10%)が支給されます。
※採用時の職位については、係員(主任)となります。
- ② また、初任給は、提出していただいた職歴証明書等に基づき、職務経験の内容に応じて任命権者が個別に決定しますが、民間企業等における職務経験年数に応じた初任給の例としては、下記の表のとおりとなります。

(令和7年4月1日現在)

	民間企業等における勤務期間	初任給(給料+地域手当)
例	大学(4年制)卒業後職務経験 8年(採用時年齢30歳)	299,420円
	大学(4年制)卒業後職務経験 18年(採用時年齢40歳)	355,630円
	大学(4年制)卒業後職務経験 28年(採用時年齢50歳)	387,970円

※ 上記の例は、あくまで、大学(4年制)卒業直後に民間企業等で正社員として採用され、職務経験年数の全てが、採用後の各募集区分(行政(一般・ICT・福祉)、土木、建築、電気、機械、造園)における本市の職務に直接役立つと認められる場合の例ですので、職務経験等によってはこれを下回る場合があります。(民間企業等での職務経験年数のすべてが初任給に反映されるものではありません。)

※ このほかに給与関係の条例、規則等の定めるところにより、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当(賞与)等が支給されます。また、給料月額については上位の学歴や経験年数を有する人は、一定の基準により加算されることがあります。

※ 採用されるまでに給与関係の条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

※ 職員の定年引上げに伴い、61歳に達する年度以降の給料月額は、7割になります。

参考	社会人経験者採用選考で採用された場合の初任給上限額	387,970円
	「上級」採用(大学(4年制)新卒者)の初任給	242,000円

(2) その他

勤務場所となる各施設の敷地内又は屋内は原則、全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

職務経験に関する Q&A

Q1: 職務経験には、具体的にどのような経験が該当しますか。

A1: 下表のとおりです。

区分	該当する職務経験内容の例	該当しない職務経験内容の例
土木	<ul style="list-style-type: none"> ○道路や橋梁、上下水道管の設置・改修工事、河川改修、その他土木構造物の築造・改修工事についての設計 ○監理技術者、現場代理人等としての施工管理（発注者支援を含む。） ○土木に係る計画の策定や実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▽管理業務と関わりのない現場作業 ▽土質調査 ▽測量 ▽CAD業務 ▽造園の植栽工事 ▽建築物の工事等 ▽計画業務に関わりのない現場作業 ▽関係機関との連絡・調整等
建築	<ul style="list-style-type: none"> ○木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の設計（構造設計を含む。） ○監理技術者、現場代理人等としての施工管理（発注者支援や構造に関する工事監理業務を含む。） ○建築基準法に基づく建築主事及び指定確認検査機関における建築確認・検査（構造検査を含む。） ○市街地再開発事業や区画整理事業等の都市計画関連業務（建築物の整備や補償等に係る業務に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ▽管理業務と関わりのない現場作業 ▽一の建築物についての部分的な下請工事等 ▽CAD業務 ▽計画業務に関わりのない現場作業 ▽関係機関との連絡・調整等
電気	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物（戸建て住宅等の小規模なものを除く。）やプラント系施設（エネルギー、ごみ処理、上下水道等）、インフラ系施設（電話、電力、道路等）における電気／機械設備設置工事の設計又は施工管理（現場での管理・監督） ○電気／機械設備の運転・監視、電気／機械設備全体の保守・点検・維持管理（清掃等の部分的な維持管理を除く。）等 	<ul style="list-style-type: none"> ▽管理業務と関わりのない現場作業 ▽製造業における電気／機械・電子製品の研究・開発・設計・加工・組立て・製品検査 ▽電気／機械設備にかかる情報システム開発・ソフト開発 ▽CAD業務 ▽電気／機械設備の営業・販売等 ▽製造業における製造電気／機械設備の運転・操作 ▽自動車・鉄道・船舶等の運転 ▽警備員としてのシステムの監視等
機械		
造園	<ul style="list-style-type: none"> ○公園や緑地、街路樹その他造園工事についての設計 ○監理技術者、現場代理人等としての施工管理（発注者支援を含む。） ○公園や緑地、街路樹その他造園に係る計画の策定や実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▽管理業務と関わりのない現場作業 ▽土質調査 ▽測量 ▽CAD業務 ▽舗装、上下水道の土木工事 ▽建築物の工事等 ▽計画業務に関わりのない現場作業 ▽関係機関との連絡・調整等

区分	該当する職務経験内容の例	該当しない職務経験内容の例
行政 (ICT)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ICTを活用した業務の改善・転換に係る企画立案、プロジェクトへの参画 ○ ICTを活用した製品やサービスのディレクション・総合的なデザイン設計構築 ○ 情報システム・ネットワークの開発・運用・保守、システム提案 	<ul style="list-style-type: none"> ▽ 既存の情報システムの操作等のユーザーサポート ▽ システムの販売・営業（自ら構築に関わる場合は除く。） ▽ ハードウェアの設置・設定・保守・修理 ▽ イラスト・ロゴの製作
行政 (福祉)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉事業を行う団体等^(※1)での相談援助^(※2) ○ 上記に従事する者への助言・指導 ○ 上記相談援助に係る支援計画の策定等 	<ul style="list-style-type: none"> ▽ ※1以外での相談援助 ▽ 相談援助に携わっていない直接介護・看護・保育に従事する者（※1での勤務を含む。） ▽ 福祉機器の販売や企画等 ▽ 医療事務等

※1 社会福祉事業を行う団体等とは、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、社会福祉協議会は含みますが、有料老人ホームは含みません。）や相談援助（※2）の業務を行う医療機関、行政機関等の公的団体、学校、NPO法人等の施設。

※2 相談援助とは、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと。

<具体例>

- ・ ※1に掲げる施設でのケアマネージャー、ソーシャルワーカー、生活相談員、支援相談員の業務
- ・ 学校現場などでの学校や日常生活上での課題解決を要する児童等・家庭及びその環境への支援等の業務

Q2：職務経験の必要年数に通算できるのは、どのような場合ですか。

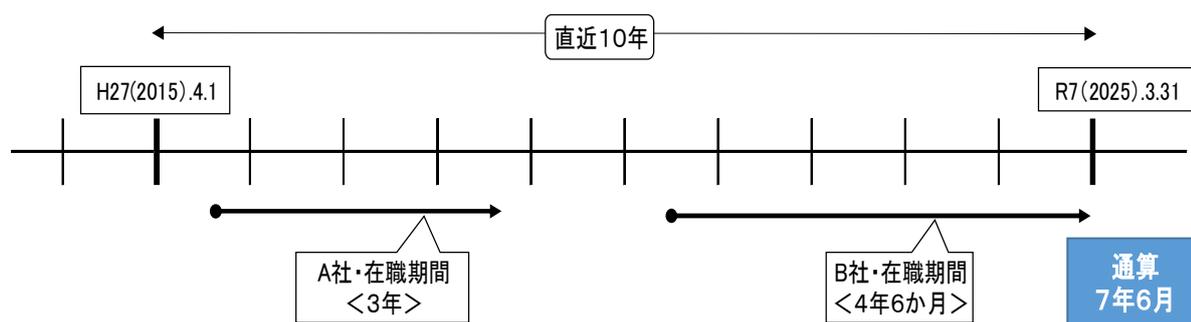
A2：必要年数を満たすケース、必要年数を満たさないケースの例を挙げると、次のとおりです。

【例1】必要年数を満たすケース（行政（一般）の例）

直近10年中、A社で在職期間が3年、B社で在職期間が4年6か月あった場合、職務経験はそれぞれの期間を通算して7年6か月となるので、「7年以上」の要件を満たします。

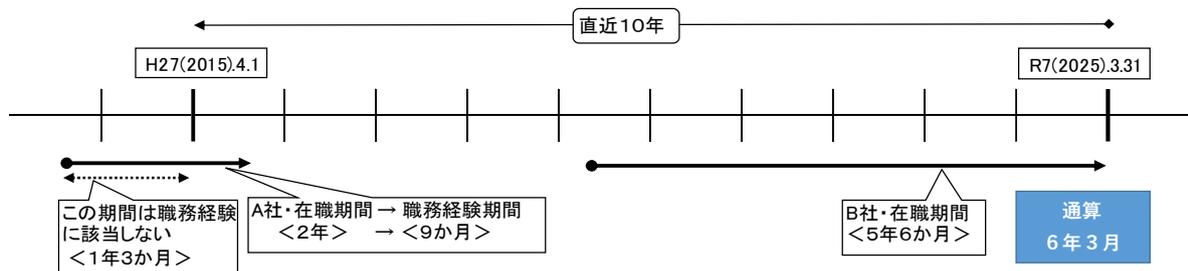
※ただし、勤務時間が週27時間未満の期間や、1か月以上の休業等（傷病休暇・休職、育児休業、介護休業等）で実際に業務に従事しなかった期間があれば、職務経験の期間から除きます。

※なお、勤続1年未満の職務経験の期間は、職務経験の期間として通算できません。



【例2】必要年数を満たさないケース（行政（一般）の例）

直近10年中、A社で在職期間が9か月、B社で在職期間が5年6か月あった場合、直近10年中の職務経験は、6年3か月となり、「7年以上」の要件を満たさないことになります。

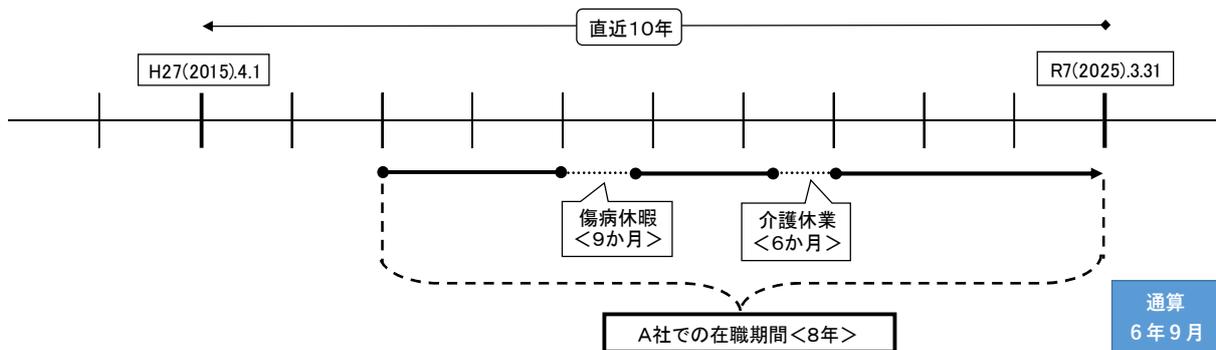


Q3: 職務経験から除かれる期間にはどのようなものがありますか。

A3: 週の勤務時間が27時間未満である期間や、勤続1年未満である職務期間のほか、休業等（傷病休暇・休職、育児休業、介護休業等）で実際に業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間を職務経験の期間から除きます。

※ただし、産前産後休暇期間は職務経験の期間に含めることができます。

※当該休業等の期間に引き続く前後の在職期間は職務経験として通算できます。



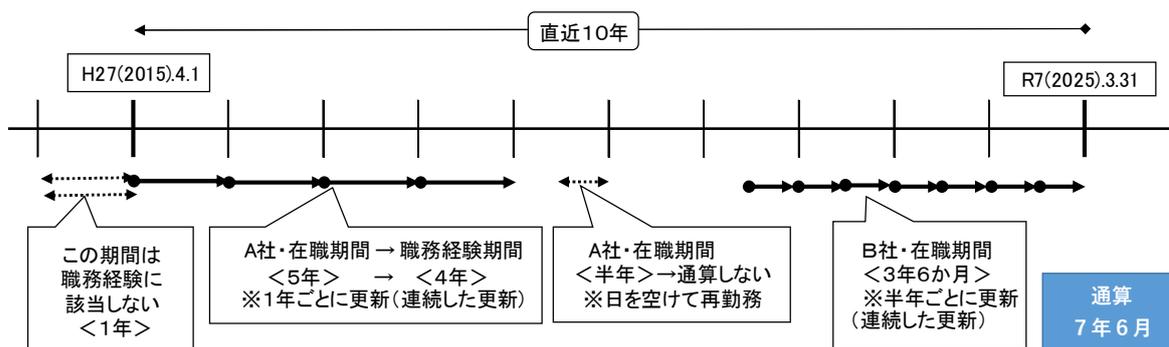
Q4: 契約社員や派遣社員の期間は、職務経験期間に通算できますか。

A4: 契約先や派遣先として同じ企業等に継続して週27時間以上で1年以上勤務していれば、職務経験期間として通算できます。

【例1】通算できるケース（行政（一般）の例）

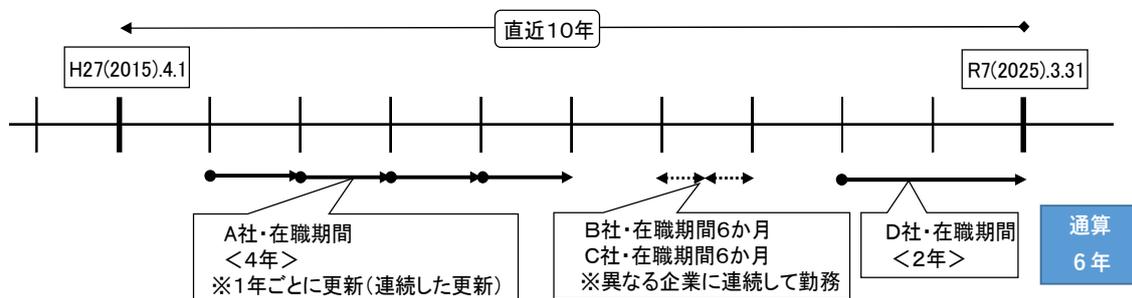
同じ企業等に継続して勤務した期間のみを職務経験期間として通算できますので、直近10年中、A社での在職期間合計4年（1年ごとの契約更新）と、B社での在職期間合計3年6か月（半年ごとの契約更新）を通算でき、7年6か月となるので、「7年以上」の要件を満たします。

※2回目のA社での勤務は1回目のA社の勤務と期間が継続していないため、勤続1年未満の職務経験となり、職務経験の期間として通算できません。



【例2】通算できないケース（行政（一般）区分の例）

同じ企業等に継続して勤務した期間のみを職務経験期間として通算できますので、A社の4年とD社の2年は通算できますが、B社・C社での勤務期間については、同じ企業でないため、期間が連続していても、それぞれの勤務期間が1年未満の場合は通算できません。この場合、合計6年で「7年以上」の要件を満たさないことになります。



Q5： 同じ企業等で雇用形態が変わった場合(契約社員から正社員など)の職務経験期間の取扱いはどうなりますか。

A5：週27時間以上の勤務であって、同じ企業等に1年以上継続して勤務していれば、通算できます。

Q6： 出向先で勤務した期間は、出向元の期間に通算できますか。

A6：職歴証明書により、元の会社に在籍したままの出向であったことが証明できれば、元の会社での職務経験として通算できます。退職派遣など、一度退職しているような場合で、勤続1年未満の場合は通算できません。

Q7： 会社名が変更(合併等も含む)になったが、継続して通算できますか。

A7：会社名が変更されても、その会社が元は同一であることと、本人がその会社に継続して勤務していたことが職歴証明書で証明できれば通算できます。

Q8： 受験資格に該当する会社が倒産しているのですが、受験できますか。

A8：受験資格を満たしていれば受験は可能です。

最終合格後に職歴の確認のために、勤務先からの職歴証明書を提出していただきますが、会社の倒産で証明書が提出できない場合は、客観的に証明ができる書類として、雇用時の契約書類や雇用保険受給資格証明書などを提出していただきますので、必ず人事委員会事務局に問い合わせてください。

Q9： 採用後は、どのように配属先が決定されますか。

A9：配属先は、社会人としてこれまで培ってきた知識や職務経験を考慮しながら決定されます。

<お問合せ先>

受験申込み手続きに関する問い合わせは、原則として、『マイページ』の「メッセージ」機能を利用してください。

- ◎ 受験手続きの締切が迫っているなど、お急ぎの場合は電話で連絡してください。
- ◎ 下記の時間以外は、電話・メール・メッセージ等への対応はできません。
- ◎ 福岡市職員募集ホームページに掲載されている「採用試験受験申込みに関するQ&A」に問い合わせの方法を記載していますので、ご確認ください。
- ◎ 「申請の取下げ」については、『マイページ』から各自で行ってください。（「採用試験受験申込みに関するQ&A」をご参照ください。）
- ◎ 災害(地震・風水害・感染症等)等による試験の中止・延期等の緊急連絡については、福岡市職員募集ホームページ及び『マイページ』でお知らせしますので、試験直前には必ず状況をご確認ください。

<福岡市職員募集ホームページ>

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/jinji-iinkai/ninyo/shisei/saiyou.html>

※以下の情報を掲載していますので、併せてご確認ください。

- ・令和6年度採用選考実施状況
- ・選考成績の開示について
- ・外国籍職員の担当職務について



「採用試験受験申込みに関するQ&A」
はコチラのページから▼



福岡市人事委員会事務局 任用課

TEL 092-711-4687 (平日 9:00~17:00)

FAX 092-733-5866

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1
(市役所議会棟5階)